

平内町町有施設照明LED化業務委託仕様書

- 1 目的 蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応、近年の物価高騰への対応も踏まえ、調査・設計・施工を含めた業務委託方式により、本町が所有する施設の照明設備をLED照明に更新するものである。また、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO2排出量の削減及び電力料金の縮減を図ることを目的とする。
- 2 業務名 平内町町有施設照明LED化業務委託
- 3 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日（火）まで

4 対象施設

No.	対象施設	住所
1	つきのき聖苑	東津軽郡平内町大字小湊字小沢 43
2	ほたて広場	東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸 56
3	よごしやま温泉	東津軽郡平内町大字浜子字堀替 10
4	外ノ沢事務所	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢 56-16
5	外ノ沢処理施設	東津軽郡平内町大字小湊字外ノ沢 56-10
6	給食センター	東津軽郡平内町大字小湊字後菴 31-1
7	勤労青少年ホーム	東津軽郡平内町大字小湊字小湊 79-3
8	公民館（狩場沢）	東津軽郡平内町大字狩場沢字檜沢 24-11
9	公民館（口広）	東津軽郡平内町大字口広字口広沢 154-5
10	公民館（清水川）	東津軽郡平内町大字清水川字往来道添 26-2
11	公民館（薬師野）	東津軽郡平内町大字薬師野字家岸 61-2
12	公民館（松野木）	東津軽郡平内町大字松野木字一本木 1-1
13	公民館（外童子）	東津軽郡平内町大字外童子字船越 39-2
14	公民館（内童子）	東津軽郡平内町大字内童子字観音 34-1
15	公民館（沼館分館）	東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻 1
16	公民館（浜子）	東津軽郡平内町大字浜子字家岸 10-1
17	公民館（緑町集会所）	東津軽郡平内町大字小湊字新道 46-90
18	公民館（赤坂台分館）	東津軽郡平内町大字小湊字薬師堂 65-122
19	公民館（盛田分館）	東津軽郡平内町大字盛田字塚ノ越 49-4
20	公民館（福島集会所）	東津軽郡平内町大字福島字福島 10
21	公民館（東和）	東津軽郡平内町大字小湊字雷電際 13-168
22	公民館（浅所）	東津軽郡平内町大字福館字雷電林 1-50
23	公民館（間木）	東津軽郡平内町大字東滝字鷺ノ沢 9-1
24	公民館（東滝）	東津軽郡平内町大字東滝字滝 7-7
25	公民館（白砂）	東津軽郡平内町大字白砂字深沢 4-6
26	公民館（東田沢）	東津軽郡平内町大字東田沢字無沢 14
27	公民館（野内畑分館）	東津軽郡平内町大字東田沢字野内畑 6
28	公民館（藤沢）	東津軽郡平内町大字藤沢字八幡 33
29	公民館（山口）	東津軽郡平内町大字山口字小沢 14-1
30	公民館（小豆沢）	東津軽郡平内町大字小豆沢字茂浦沢 137-2
31	公民館（中野）	東津軽郡平内町大字中野字稗田沢 13-4

32	公民館（茂浦）	東津軽郡平内町大字茂浦字向田 81
33	公民館（浦田）	東津軽郡平内町大字茂浦字浦田沢 114-3
34	公民館（稲生）	東津軽郡平内町大字稲生字稲生 15-4 地先
35	公民館（浪打）	東津軽郡平内町大字浪打字深沢 86-1
36	公民館（土屋）	東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸地先
37	夜越山森林公園（オートキャンプ場）	東津軽郡平内町大字小湊字新道 36-1
38	夜越山森林公園（ケビンハウス）	東津軽郡平内町大字小湊字新道 36-1
39	夜越山森林公園（スキー場ヒュッテ）	東津軽郡平内町大字小湊字新道 36-1
40	夜越山森林公園（センターハウス）	東津軽郡平内町大字小湊字新道 36-1
41	ひだまり公園（トイレ）	東津軽郡平内町大字小湊字家ノ下 15-1

※既設LED照明箇所については原則対象外とする。

- 5 対象設備 各対象施設内の一般照明器具
 ※非常灯兼用照明器具・階段通路誘導灯は対象とする。非常灯、通路・避難口誘導灯は対象外とする。

- 6 設置期限 令和9年3月31日

7 LED照明設備仕様

- (1) 照明器具及び光源（LED）は、未使用品であること。
- (2) 光源（LED）寿命 40,000 時間以上の製品であること。
- (3) 選定する照明器具は一般社団法人公共建築協会の評価名簿（電気設備機材等）に登録があり、販売実績及び国又は地方自治体において同種の事業における導入実績がある国内メーカーの製品であること。
- (4) 対象施設の照明は、昼白色系（色温度 5,000K）を基本とする。
- (5) 製品は、ISO9001・ISO14001 認証を取得している製造工場で生産されていること。
- (6) 製品に使用されている LED チップは、製造業者を明確にできること。
- (7) 本業務は環境負荷低減も目的としており、可能な限り省廃材となるよう管球毎の交換を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所、器具の劣化状況等により器具ごとの交換が望ましい箇所又は管球交換で防水性の担保ができない箇所の交換に限り器具交換を認める。また、劣化したソケット（ひびが入っている、変色している等長期の使用に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。提案の全数が器具交換の場合の提案は認めないものとする。

8 業務仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には、再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、LED 照明器具を設置すること。LED 照明器具の施工に係る時間、職員・施設利用者等の安全対策については当町の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置作業にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した管球類並びに照明器具は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは当町に引き渡すものとし、その条件等については、別途、当町と協議すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。

(5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。

(6) 提出書類

- ① 業務完了届
- ② 作業写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
- ③ 設置製品のカタログ、取扱説明書
- ④ 撤去物品、施工時に発生した廃材等については、適法に処分したことが確認できる書類

9 LED 照明の保証等

- (1) LED 照明の保証期間は 5 年間とし、交換費用も受注者において負担するものとする。ただし、延長の提案があった場合はその期間とする。なお、保証の始期は引き渡し日とする。
- (2) 非常用照明器具及び誘導灯に内蔵されている蓄電池については、消耗品の為、保証の対象外とする。
- (3) 保証期間内に LED 照明の不具合等が発生した時は、受注者の負担においてその原因の調査を行い、本町に不具合の責が認められない場合には、受注者の負担において迅速かつ適切に LED 照明等の取替え、代替及び修理等を行うこと。

10 その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 業務に係る資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。
- (3) 受注者は、施工した LED 照明の仮使用を認めること。
- (4) 提案内容は、契約事項となるため、確実に履行すること。